

第401回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和4年12月20日(火) 10:00～10:21

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、北本委員、岩船委員、武田委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。横山でございます。

ただいまから「第401回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長 本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。

第1部については、公開案件であります。新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、第1部の議事の模様については、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

その会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため御確認いただきたく存じます。

また本日、圓尾委員は、所用のため御欠席でございます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように、「議事次第」において「第2部」として記載されている議題については、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございます。

それでは、議題の1「日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について」に関しまして、東取引制度企画室長から御説明をお願いいたします。

○東取引制度企画室長 ありがとうございます。取引制度企画室長の東でございます。資料3に基づきまして、「日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について」、御説明をさ

せていただきます。

「(趣旨)」のところでございますが、ベースロード市場の約定した商品については、スポット市場を介して受け渡しを行っております。そのスポット市場のエリア間値差が発生することで、ベースロード市場における約定価格での、そのままの受け渡しが難しい状況が増えてきております。

こうしたことを踏まえて、今年の7月にベースロード市場のガイドラインが改定されまして、そうした値差が生じた場合に、特に一定の閾値以上の値差が生じた場合について、清算を行うことが整理されたところでございます。

その上で、今般、資源エネルギー庁の審議会において、そのJEPXの当年度の市場間値差収益におけるベースロード市場相当分というのを、こうした清算の原資に充てるという方向性が整理されたところでございます。

これを受けまして、JEPXの業務規程の一部に取引規程がございまして、その中で、そうした市場間値差収益をベースロード市場における清算の原資に充てることを規定する必要がございます。

また併せて、同じくJEPXの業務規程の一部であります非化石価値取引規程につきましても、所要の整備を行う必要があるということでございます。これは、形式的な修正でございまして、

これらについて、業務規程の変更認可に当たるということでございまして、審査基準に基づいて、その適否について御審議いただきたいと考えてございます。

下に進みまして、主なポイントのところ、ちょっと重複する部分もありますので、少し割愛しますが、まず、19行目以降、JEPXは、経産大臣による指定を受けている取引所でございます。電事法に基づきまして、業務規程の変更を行う場合には、経産大臣の認可を取得することが必要とされているところでございます。

そうした中で、22行目以降、先ほど申し上げたような値差収益の使い方といったこと等を手当てする必要があるということでございます。

これを受けまして、次のページに進んでいただきまして、43行目以降ですが、12月15日付で、JEPXから経済産業大臣に対して業務規程の変更認可申請が行われたところでございまして、翌16日付で、経産大臣から監視等委員会への意見聴取が行われたところでございます。

業務規程の変更につきましては、ベースロード市場ガイドラインとの整合性に鑑みて規

定を変更するものでございます。それから、非化石につきましても、内容の明確化のために形式的な修正でございますので、こうした業務規程の変更につきましては、適切なものではないかと考えております。

つきましては、委員会として、経産大臣が本申請に係る認可をすることに異存がない旨、経産大臣に回答することとしてはどうかと考えてございます。

その後ろに、参照条文をお付けしておりますが、さらに、もう少し進んでいただきまして、後ろに、実際にどのように業務規程を修正するのかという新旧を付けてございます。

まず、ベースロードに係る取引規程の新旧でございます。附則の第5条という形で新しく、そのベースロード市場ガイドラインの規程に従って、ベースロード市場の値差が生じた場合に清算をする、その値差の補填と徴収を行うことを記載しております。

それで、詳細は別紙で書くことにしております。別紙は、参考資料3-2でございます。大きく値差が生じた場合に、1. のところで、「補填額及び徴収額の考え方」ということでありまして、実際の売った、あるいは買った価格よりも清算価格が低い場合、(ア)の場合、これはちょっと分かりにくいですが、前段の「対象価格×(1-閾値)」と書いてあるほうが、実際のBL市場でやりとりした価格に基づく数字でありまして、後ろの括弧の中で書いてあるものがBL市場での実際の取引価格となりまして、これが、+の場合、つまり取り引きされる価格が小さい場合は補填される。逆の場合には、ある種+が生じるので徴収するということを書いてあります。

それから(2)で、その「補填原資の考え方」ということで、(ア)のところで、市場間値差収益のうちベースロード市場相当分を充てるという考え方を書き下しております。

こうした形で、業務規程の中の取引規程の附則と別紙に手当てするというものでございます。

それから、すみません、1ページ戻っていただきまして、こちらは、非化石の取引規程でございますが、新旧ということで14条の4. で、法律番号の引用ですとか、形式的な修正をするということでございます。

以上、簡単ではございますが、こうした形で2つの規程につきまして変更したいということにつきまして、御審議いただければと思います。以上、よろしく願いいたします。  
○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

北本委員、お願いいたします。

○北本委員　今回の規程の変更については、異論はございません。その上で原資と、今回清算される金額との関係を確認させてください。スライドの7の金額ベースで情報を頂ければと思います。まず、市場間値差積立金が幾らあるか。また今これは半分を超過し今後、この半分以上を今年度中に消化する可能性があるという説明でした。今年度分の値差収益相当分を清算原資として充てる金額予定額と、これを超過するおそれはないのかという確認です。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

それでは、事務局からお願いします。

○東取引制度企画室長　ありがとうございます。

正確なところは、最後、実際に値差がどれぐらい発生するかですとか、どれぐらい分断が生じるかによって変わってきますので、今後どうなっていくかという正確な数字は、ちょっとどうにも出ないというのが前提ではございますが、その上で、まず、もともと積立金は200億円ぐらい、過去のもので積み立てられておりました。これについて、今これまで足元のところを計算すると、これがかなり払底しそうな状況になっているということでございます。

ですので、今回のこの規程変更が認められれば、そこから先については、原資を切り替えるという形で進めていくことを考えてございます。切り替えた場合に、その原資が十分なのかということですが、考え方としましては、値差が発生しているときに、一定の値差収益がJEPXに——JEPXにというのも変ですが、値差収益が発生して、便宜的にJEPXがそれを預かるような形になるわけですが、理論上は、その数字が、BLで補填しないといけない数字とほぼ同額というか、やや大きくなることになりまして、当該年度の値差収益を充てていくという考え方を採りますと、基本的にそこでお金が足りなくなることはないと考えています。

後段で何を申し上げたいかと言いますと、問題の発端として、九州と、例えば関西の値差が大きいというのが問題で、顕著に出てきたわけですが、例えば九州エリアに対して関西エリアのほうが10円高い、値差が10円発生していますといったときには、ここで、ベースロード市場で1kWhの売買があったとしますと、その1kWh×10円の部分に、まさに補填しないといけない値差が発生することになります。そのときには、JEPXにおける値差収益というのも1kWh×10円発生することになりまして、現実には、先ほどの閾値の計

算とかがあるので、必ずしもぴったり一致はしないのですが、考え方としては、基本的に値差収益も同時に発生するという事なので、それで補填していくことによって、原資がショートしてしまうことはないのだろうと考えているところでございます。

○北本委員　もし今のロジックであれば、2つ目の●のところの、今までの分が超過する可能性があるというのは、過去はそんなに値差は出ていなかったけれども、最近は出たので、それをカバーし切れず、一番最後の●のところは、同等額が出るのでカバーされるだろうということですか。

そうすると、値差収益の原資というのは誰が負担しているものですか。

○東取引制度企画室長　すみません、ちょっと言葉足らずで申し訳ありません。これまでは、過去に貯まった、要はストックを切り崩して原資に充てていました。これからは、フローに切り替えましょうということなので、そのフローは、ひっくり返ることはないでしょうということを言っています。

先ほどの200億というのは、昔に貯まっていた、一定額貯まっていたお金で、これは当然使っていけば徐々になくなるものに対して、今後は、まさにフローで、日々発生するものを、その内数を原資に充てましょうということで、それをもってカバーできるだろうということを申し上げたところです。

○北本委員　今の点は理解しております。

○東取引制度企画室長　それで、誰が、ということですが、これは、一義的にはスポット市場で売買した人ということになります。あるエリアと隣のエリアの価格が違うときには、売った人と買った人が払う収支が違ふ。先ほどの例で言うと、例えば九州エリアで10円でした、関西エリアで20円でしたというときに、市場分断が発生して価格が違ふというときに、売り手は10円で売ります、買い手は20円で買います。それで、売り手には10円が入って、残り10円はJEPXに残りますということになりまして、一義的には買い手が買ったお金ですが、売り手の売った額よりも大きい額の部分が値差収益としてJEPXにたまっていくことになっております。

ただ、それはJEPXが好きに使っていいお金ということではありませんので、もともと区分管理をした上で連系線の強化などに充てましょうということになっていたわけですが、今回、BLでこうした値差清算の必要性が生じているということで、そういったところにも充てていきたいと思います。

○北本委員　ストックの分については分かりました。それで、超過するというのは、最

近値差が、今までよりも大幅に超過して出ているので、それを食い潰してしまったということですね。

今後は、今年のフロー分は、例えば九州が、要するに売ったにもかかわらず損が出るという部分については、その損の分は、基本的にJEPXに貯まっているので、それを回収するような形になるということですね。

○東取引制度企画室長　回収するという言い方が適切であるかは、ちょっとアレですけども、補填される、ベースロード市場での約定価格が10円なのに、実際に受け渡しをしてみると5円しか清算——清算というかもらえないという場合に、その差額の閾値分を引いた分、95%相当を補填しましょうと、それは、おっしゃるように、そこで生じる値差収益を充てて清算しましょうということでございます。

○北本委員　販売者、すなわち九州の事業者にとっては、通常の時価相当額により取引ができるということで、売ったにもかかわらず損失が出ることもなくなるだろう、閾値を除いては、ということですね。

○東取引制度企画室長　ベースロードを約定した価格にほぼ近い額で清算がされるようにと。

すみません、念のために申し上げますと、たまたま九州が顕著な例だったので九州の例を申し上げましたが、これは、どこのエリアでも生じ得る話でして、売り手側にも買い手側にも、ある意味、余剰も出れば損失も出得るので、両側、そういう意味で補填も徴収もしましょうということでございます。

○北本委員　分かりました。

これは結局、市場取引において損失が出てしまうものを適正な価格に補填するということを前提に原資の清算をし、かつ規程も変えるということではないんですかね。

○東取引制度企画室長　はい、おっしゃるとおりです。

○北本委員　分かりました。今後の、マイナスが出るかどうかについては、引き続きモニタリングされるということかと思しますので、よろしくお願いします。

○東取引制度企画室長　ありがとうございます。承知いたしました。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として、意見回答することと

してよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんので、事務局（案）のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「新たな託送料金制度に基づく「収入の見通し」に係る審査結果について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から御説明を、よろしく願います。

○鍋島NW事業監視課長　それでは、資料4につきまして、御説明いたします。

まず最初に「経緯」についてですが、2023年4月から新しい託送制度（レベニューキャップ制度）が導入されることになっております。各一般送配電事業者は、適切な収入の見通しを算定した上で経済産業大臣宛てに申請し、承認を得ることが必要となります。

先般の、この委員会で議論を頂きましたけれども、12月8日付で、経済産業大臣宛てに、各一般送配電事業者から電気事業法第十七条の二第一項に基づき、「収入の見通し」に係る承認申請がなされました。同9日付で、経済産業大臣から、本委員会に意見の求めがあり、本委員会で議論の上、13日には料金制度専門会合にて厳格に審査を行うという方針をお決めいただいたところです。

これを受け、12月19日に料金制度専門会合が開催され、この「収入の見通し」について、それまでの7月から11月までの料金制度専門会合における検証内容、加えて11月29日付で内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）から、経済産業大臣宛てに提出された意見、それから、それに対する料金制度専門会合で整理した考え方（「考え方」）、これらを踏まえて、適切なものになっているか、厳格に審査を行っていただきました。

その結果につきましては、資料に書いておりますけれども、まず、見積費用については、適切に再算定が行われており、問題がないことが確認された。

事業計画については、おおむね適切に修正がなされていることが確認された。

一方、一部の事業者（北海道電力ネットワーク株式会社及び北陸電力送配電株式会社の2社）は、修正対応が不十分であることから、必要な修正対応を求めることとする。

こうした審査結果を整理しております。

具体的な審査結果については、別添2に添付しております。

また、消費者庁との関係では、12月7日に整理した料金制度専門会合の「考え方」につ

いて、先週16日付で、また資料の提出を頂きました。これも、19日の料金制度専門会合において議論を行い、料金制度専門会合としての考え方を整理しておりますので、これも資料として添付しております。

「2. 今後の見通し」についてですけれども、料金制度専門会合においては、先ほど申し上げたような審査結果が出てきました。これを踏まえて、本委員会において意見をまとめ、別添1のとおり、経済産業大臣に回答をするということによろしいか、伺います。

なお、電気事業法第十七条の二第三項に基づき、申請の承認、「収入の見通し」の承認がなされた場合、各一般送配電事業者は、同条第六項に基づき、その「収入の見通し」を公表することになります。

また、電気事業法第十八条第一項に基づき、各送配電事業者から経済産業大臣に託送供給等約款の認可申請が行われ、経済産業大臣から本委員会に意見が求められた場合には、改めて本委員会としての意見をまとめることとするという方針でいかがかと考えております。

これについて御議論いただければ幸いです。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局(案)のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関しまして、田中総務課長から御説明を、よろしく願います。

○田中総務課長　　それでは、資料5を御覧いただけますでしょうか。「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」、となっております。

「(趣旨)」でございますが、以下の申請者から12月14日付で経済産業大臣宛てに、特定

小売供給約款により難い特別な事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請があり、資料3-1のとおり経済産業大臣から意見の求めがあったものでございます。

これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について、御検討いただくものでございます。

申請者につきましては、先月と同様に、みなし小売電気事業者10者、一般送配電事業者10者、35行目でございますけれども、みなしガス小売事業者1者、一般ガス導管事業者3者となっております。

44行目以下で、それぞれ特定小売供給約款、託送供給等約款、離島等供給約款、ガスの指定旧供給区域等小売供給約款、託送供給約款について、となっております。

72行目以下でございますが、こちらにつきましても、それぞれの特例措置について1か月延長するというので、12月分の電気料金については、支払期限を新たに1か月延長するというので、ガスについても同様でございます。

111行目でございますけれども、こちらにつきましても、引き続き需要家からの申し出に柔軟に対応する必要があるため、この適用期間を更に1か月延長する等の措置が必要ということでございまして、120行目でございますとおり、こちらにつきましては、約款により難い特別な事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えられることから、本認可等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたというものでございます。

基本的に先月の内容と同じでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局から御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答とすることといたします。

どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

(発言：なし)

どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

――了――